

令和元年12月

大東市議会

定例月議会議案

(当月初追加)

提出

令和元年11月28日

印刷物番号
3 1 - 6 3

もくじ

議案第 87 号	大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例について-----	1
議案第 88 号	大東市路上喫煙の防止に関する条例について-----	21

議案第 87 号

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

大東市長 東坂 浩一

由 理

令和元年 8 月 7 日に出された人事院の勧告に鑑み、一般職の職員及び会計年度任用職員の給与、議会の議員及び市長等の期末手当並びに非常勤職員の報酬について、所要の改正を行うため。

大東市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

令和 年 月 日
条 例 第 号

（大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 大東市一般職の職員の給与に関する条例（平成8年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

（単位 円）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200

13	160, 100	216, 200	249, 400	287, 000	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900
14	161, 600	218, 000	250, 800	288, 900	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700
15	163, 100	219, 700	252, 100	290, 800	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700
16	164, 700	221, 500	253, 500	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700
17	165, 900	223, 200	255, 000	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600
18	167, 400	224, 900	256, 500	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400
19	168, 900	226, 500	258, 200	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200
20	170, 400	228, 100	260, 000	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900
21	171, 700	229, 500	261, 600	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700
22	174, 400	231, 200	263, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200
23	177, 000	232, 800	264, 900	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600
24	179, 600	234, 400	266, 500	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100
25	182, 200	235, 400	268, 400	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500
26	183, 900	236, 900	270, 200	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800
27	185, 500	238, 300	271, 900	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100
28	187, 200	239, 500	273, 600	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300
29	188, 700	240, 700	275, 300	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300
30	190, 400	241, 900	277, 000	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000
31	192, 200	242, 900	278, 800	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800
32	193, 900	244, 100	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500
33	195, 500	245, 400	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200
34	196, 900	246, 400	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000
35	198, 400	247, 600	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700
36	199, 900	248, 900	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300
37	201, 200	249, 800	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800
38	202, 500	251, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400
39	203, 700	252, 300	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000
40	205, 000	253, 600	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600
41	206, 300	255, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100

42	207, 600	256, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600
43	208, 900	257, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000
44	210, 200	258, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300
45	211, 300	260, 000	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600
46	212, 600	261, 200	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000	
47	213, 900	262, 500	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400	
48	215, 200	263, 600	307, 200	352, 600	372, 100	398, 900	440, 100	
49	216, 300	264, 700	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500	440, 600	
50	217, 400	265, 800	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100	441, 000	
51	218, 400	267, 100	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600	441, 400	
52	219, 500	268, 400	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000	441, 800	
53	220, 600	269, 400	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400	442, 200	
54	221, 600	270, 500	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700	442, 600	
55	222, 500	271, 800	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000	443, 000	
56	223, 500	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300	443, 300	
57	223, 800	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600	443, 600	
58	224, 600	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900	444, 000	
59	225, 400	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200	444, 300	
60	226, 100	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500	444, 600	
61	226, 800	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800	444, 900	
62	227, 800	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100		
63	228, 600	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400		
64	229, 400	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700		
65	230, 100	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000		
66	230, 800	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300		
67	231, 700	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600		
68	232, 700	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900		
69	233, 400	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100		
70	234, 000	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400		

71	234, 500	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700		
72	235, 200	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000		
73	236, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200		
74	236, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500		
75	237, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800		
76	237, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000		
77	238, 400	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200		
78	239, 100	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500		
79	239, 800	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800		
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000		
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200		
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500		
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800		
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000		
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200		
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300			
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600			
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800			
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000			
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300			
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600			
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800			
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000			
94		294, 900	342, 600					
95		295, 200	343, 100					
96		295, 600	343, 500					
97		295, 800	343, 700					
98		296, 100	344, 100					
99		296, 500	344, 500					

100		296,900	344,800					
101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第3（第4条、第10条関係）

任期付職員行政職給料表

(単位 円)

等級	給料月額
1	182,200
2	188,700
3	195,500
4	202,400
5	209,400
6	216,200
7	223,200
8	229,500
9	235,400
10	240,700
11	249,400
12	255,000
13	261,600

備考 この表は、任期付職員に適用する。

別表第4 (第4条関係)

医療職給料表

(単位 円)

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額			
1	249,800	335,000	399,000	471,700
2	252,300	338,000	401,900	474,000
3	254,800	340,900	404,500	476,200
4	257,300	343,800	407,200	478,500
5	259,500	346,500	409,800	480,700
6	263,300	349,700	412,200	482,900
7	267,100	352,800	414,900	485,100
8	270,900	355,900	417,300	487,300

9	274, 500	358, 700	419, 500	489, 300
10	278, 500	361, 400	422, 200	491, 400
11	282, 500	364, 500	424, 800	493, 500
12	286, 500	367, 700	427, 500	495, 600
13	290, 300	370, 600	429, 900	497, 700
14	294, 300	374, 100	432, 400	499, 800
15	298, 200	377, 100	434, 800	501, 900
16	302, 100	380, 700	437, 300	504, 000
17	305, 800	384, 300	439, 300	506, 100
18	309, 400	387, 000	441, 700	508, 100
19	312, 900	389, 500	444, 000	510, 100
20	316, 500	392, 100	446, 400	512, 100
21	320, 100	394, 900	447, 900	513, 900
22	323, 800	397, 200	450, 300	515, 700
23	327, 300	399, 700	452, 600	517, 600
24	330, 600	401, 800	454, 900	519, 500
25	334, 100	403, 800	456, 900	521, 200
26	336, 800	406, 100	459, 200	523, 000
27	339, 400	408, 300	461, 400	524, 800
28	342, 000	410, 600	463, 700	526, 600
29	344, 800	412, 900	465, 800	528, 200
30	346, 700	415, 000	468, 100	530, 000
31	348, 900	417, 000	470, 400	531, 800
32	351, 300	419, 100	472, 600	533, 600
33	353, 500	421, 000	474, 600	535, 200
34	355, 800	422, 800	476, 700	537, 000
35	357, 900	424, 600	478, 800	538, 700
36	360, 200	426, 600	480, 900	540, 500
37	362, 400	428, 500	483, 000	542, 100

38	364, 800	430, 500	484, 800	543, 700
39	367, 000	432, 400	486, 600	545, 100
40	369, 000	434, 400	488, 400	546, 700
41	371, 300	436, 200	490, 100	548, 200
42	372, 500	438, 000	491, 900	549, 600
43	373, 900	439, 700	493, 700	551, 000
44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
66		469, 700	521, 400	

67		470, 400	522, 100	
68		471, 000	523, 000	
69		471, 300	523, 900	
70		472, 000	524, 700	
71		472, 700	525, 600	
72		473, 400	526, 500	
73		473, 800	527, 300	
74		474, 400	528, 200	
75		475, 100	529, 100	
76		475, 800	529, 800	
77		476, 200	530, 600	
78		476, 800	531, 500	
79		477, 400	532, 400	
80		477, 900	533, 300	
81		478, 500	534, 100	
82		479, 000	535, 000	
83		479, 500	535, 900	
84		480, 000	536, 800	
85		480, 400	537, 600	
86		481, 000	538, 500	
87		481, 400	539, 400	
88		481, 900	540, 300	
89		482, 400	541, 100	
90		483, 000		
91		483, 600		
92		484, 000		
93		484, 500		
94		485, 100		
95		485, 700		

96		486,300		
97		486,800		

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 大東市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表
(単位 円)

職務 の級	1級	2級
号給	給料月額	
1	146,100	195,500
2	147,200	197,300
3	148,400	199,100
4	149,500	200,900
5	150,600	202,400
6	151,700	204,200
7	152,800	206,000
8	153,900	207,800

9	154, 900	209, 400
10	156, 300	211, 200
11	157, 600	213, 000
12	158, 900	214, 800
13	160, 100	216, 200
14	161, 600	218, 000
15	163, 100	219, 700
16	164, 700	221, 500
17	165, 900	223, 200
18	167, 400	224, 900
19	168, 900	226, 500
20	170, 400	228, 100
21	171, 700	229, 500
22	174, 400	231, 200
23	177, 000	232, 800
24	179, 600	234, 400
25	182, 200	235, 400
26	183, 900	236, 900
27	185, 500	238, 300
28	187, 200	239, 500
29	188, 700	240, 700
30	190, 400	241, 900
31	192, 200	242, 900
32	193, 900	244, 100
33	195, 500	245, 400
34	196, 900	246, 400
35	198, 400	247, 600
36	199, 900	248, 900
37	201, 200	249, 800

38	202, 500	251, 100
39	203, 700	252, 300
40	205, 000	253, 600
41	206, 300	255, 000
42	207, 600	256, 400
43	208, 900	257, 600
44	210, 200	258, 800
45	211, 300	260, 000
46	212, 600	261, 200
47	213, 900	262, 500
48	215, 200	263, 600
49	216, 300	264, 700
50	217, 400	265, 800
51	218, 400	267, 100
52	219, 500	268, 400
53	220, 600	269, 400
54	221, 600	270, 500
55	222, 500	271, 800
56	223, 500	273, 100
57	223, 800	274, 000
58	224, 600	275, 000
59	225, 400	275, 900
60	226, 100	277, 000
61	226, 800	278, 100
62	227, 800	279, 100
63	228, 600	280, 000
64	229, 400	281, 000
65	230, 100	281, 500
66	230, 800	282, 400

67	231, 700	283, 100
68	232, 700	284, 000
69	233, 400	285, 000
70	234, 000	285, 800
71	234, 500	286, 600
72	235, 200	287, 400
73	236, 000	288, 200
74	236, 600	288, 700
75	237, 200	289, 100
76	237, 700	289, 600
77	238, 400	289, 800
78	239, 100	290, 100
79	239, 800	290, 300
80	240, 300	290, 700
81	240, 800	290, 900
82	241, 500	291, 100
83	242, 200	291, 500
84	242, 900	291, 800
85	243, 500	292, 100
86	244, 200	292, 400
87	244, 900	292, 700
88	245, 600	293, 100
89	246, 100	293, 400
90	246, 600	293, 800
91	246, 900	294, 100
92	247, 300	294, 500
93	247, 600	294, 700
94		294, 900
95		295, 200

96		295, 600
97		295, 800
98		296, 100
99		296, 500
100		296, 900
101		297, 100
102		297, 400
103		297, 800
104		298, 100
105		298, 300
106		298, 600
107		299, 000
108		299, 300
109		299, 500
110		299, 900
111		300, 300
112		300, 600
113		300, 800
114		301, 000
115		301, 300
116		301, 700
117		301, 900
118		302, 100
119		302, 400
120		302, 700
121		303, 100
122		303, 300
123		303, 600
124		303, 900

125		304,200
-----	--	---------

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「、6月に支給する場合には100分の
222.5、12月に支給する場合には100分の227.5」に改める。

第5条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の222.5、12月に支給す
る場合には100分の227.5」を「100分の225」に改める。

(大東市長等の給与に関する条例の一部改正)

第6条 大東市長等の給与に関する条例（平成7年条例第14号）の一部を次のように改
正する。

第5条第2項中「100分の217.5」を「、6月に支給する場合には100分の
217.5、12月に支給する場合には100分の222.5」に改める。

第7条 大東市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の217.5、12月に支給す
る場合には100分の222.5」を「100分の220」に改める。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に關
する条例の一部改正)

第8条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例（令和元年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中別表第5を削る改正規定を削る。

(大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）
の一部を次のように改正する。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第2条関係）

嘱託員として任用される非常勤職員の報酬の額

（単位 円）

等級	報酬の額（1月当たり）
初	195,500
1	199,100
2	204,200
3	209,400
4	214,800
5	219,700
6	224,900
7	228,100
8	232,800
9	236,900
10	240,700
11	245,400
12	248,900
13	252,300
14	256,400
15	261,200
16	264,700
17	269,400
18	274,000
19	278,100

20	282, 400
21	287, 400
22	289, 100
23	290, 700
24	292, 400
25	294, 100
26	295, 600
27	297, 400
28	299, 000
29	300, 800
30	302, 100
31	303, 600
甲	199, 100

備考

- 1 この表の報酬の額は、第2条第1項第5号に規定する嘱託員として任用される非常勤職員の勤務時間が、一般職の常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3の場合の額とし、勤務時間が異なる場合の報酬の額は、規則で定める額とする。
- 2 4月1日において年齢が満60歳を超える者にあっては、甲の項右欄に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める額を報酬の額とする。
- 3 新たにこの表の適用を受けることとなった者の等級の設定方法は、規則で定める。
- 4 1年間良好な成績で勤務したときは、規則で定めるところにより、直近上位の等級に昇級することができる。ただし、4月1日において年齢が満55歳を超える者にあっては、昇級することができない。

第10条 大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第5を削る。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条、第7条、第10条及び附則第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 第1条の規定による改正後の大東市一般職の職員の給与に関する条例（次条において「改正後の一般職給与条例」という。）の規定、第4条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（附則第5条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第6条の規定による改正後の大東市長等の給与に関する条例（附則第6条において「改正後の市長等給与条例」という。）の規定及び第9条の規定による改正後の大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（附則第7条において「改正後の非常勤報酬条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(大東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給与の内払)

第3条 改正後の一般職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大東市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの住居手当に関する経過措置)

第4条 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の大東市一般職の職員の給与に関する条例第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の大東市一般職の職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の一般職給与条例」という。）第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

（1）改正後の一般職給与条例第17条第1項に規定する職員に該当しないこととなる職

員

(2) 旧手当額から改正後的一般職給与条例第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う期末手当の内払)

第5条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第4条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(大東市長等の給与に関する条例の一部改正に伴う期末手当の内払)

第6条 改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合には、第6条の規定による改正前の大東市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う報酬の内払)

第7条 改正後の非常勤報酬条例の規定を適用する場合には、第9条の規定による改正前の大東市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の非常勤報酬条例の規定による報酬の内払とみなす。

議案第 88 号

大東市路上喫煙の防止に関する条例について

大東市路上喫煙の防止に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 11 月 28 日提出

大東市長 東坂 浩一

理由

本市における路上喫煙の防止について必要な事項を定めるため。

大東市路上喫煙の防止に関する条例（案）

令和　年　月　日
条　例　第　号

（目的）

第1条 この条例は、路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、市民等の身体及び財産への被害の防止を図り、もって市民等の安全、安心及び快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙　道路等（道路等を管理する権限を有する者が喫煙をすることができる場所として認めた場所を除く。）において喫煙（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に掲げる自動車（同法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。）の車内における喫煙を除く。）をすることをいう。
- (2) たばこ　たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙の用に供し得る状態に製造されたもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。
- (3) 喫煙　人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。
- (4) 道路等　市内の道路その他の公共の用に供する場所（室内及びこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- (5) 市民等　市内に居住し、通学し、通勤し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者　市内で事業活動を行う者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙の防止のために必要な施策を実施するものとする。

（市民等及び事業者の責務）

第4条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 市民等及び事業者は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(路上喫煙禁止区域)

第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、路上喫煙を禁止する必要があると認める区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 市長は、第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定し、又は前項の規定によりその指定を変更し、若しくは解除したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

(路上喫煙の禁止)

第6条 何人も、路上喫煙禁止区域において、路上喫煙をしてはならない。

(指導及び勧告)

第7条 市長は、前条の規定に違反している者に対し、路上喫煙の中止その他必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(命令)

第8条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(過料)

第9条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、規則で定める額の過料を科すことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(大東市空き缶等及び吸い殻等の散乱防止に関する条例の一部改正)

2 大東市空き缶等及び吸い殻等の散乱防止に関する条例（平成9年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削る。